

# 令和5年度 琴浦町地域公共交通会議

日 時 令和6年3月21日(木)  
10時00分～11時30分  
場 所 琴浦町役場 防災会議室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 報告事項

- (1) 琴浦町営バス利用状況について . . . . . P2 (資料 P6)
- (2) 交通空白地タクシー利用料助成事業の状況について . . . . . P3
- (3) 安田地域づくり協議会交通空白地有償運送の状況について . . . . . P4 (資料 P7)
- (4) 令和6年度琴浦町営バスダイヤ改正について . . . . . P4 (資料 P8)
- (5) 令和6年度フリー乗降区間の拡大について . . . . . P4 (資料 P9)
- (6) 琴浦町助け合い交通支援事業補助金の廃止について . . . . . P5(資料 P10)
- (7) JR 浦安駅・赤碕駅の整備について . . . . . P5(資料別紙)

## 4 協議事項

- (1) 上郷地区交通空白地有償運送実証実験について . . . . . P5(資料 P11)
- (2) 令和7年度琴浦町営バス再編(案)について . . . . . P5(資料別紙)
- (3) 琴浦町地域公共交通会議設置要綱一部改正について . . . . . P5(資料 P12)

## 5 今後のスケジュール等

町報4月号にて新時刻表を全戸に配布、併せてHP等で周知を行う

## 6 その他

## 7 閉会

## 琴浦町地域公共交通会議 委員構成一覽

(任期：令和4年4月1日～2年間)

	区 分	氏 名	役 職	備考	出欠
1	事業者	徳丸 淳史	日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所長		
2		田中 富恵美	株式会社 田中商店 専務取締役		
3	運転者が組織する団体	原口 真二	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部倉吉分会委員長		
4	住民又は利用者の代表者	馬野 忠篤	古布庄まちづくり協議会 会長		
5		那須 典久	以西地区振興協議会 会長		
6		小泉 傑	安田地域づくり協議会 会長		
7		山元 悟司	琴浦町PTA連合会 会長		
8		榎田 勝充	高齢者クラブ連合会 会長		
9	中国運輸局	大林 正明	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官		
10	社団法人鳥取県バス協会	三浦 和也	日本交通株式会社 倉吉営業所 営業係長		
11	琴浦大山警察署	津田 拓志	琴浦大山警察署 交通課長		
12	琴浦町 会長	福本まり子	琴浦町長		
13	琴浦町教育委員会	河原 裕司	琴浦町教育委員会 教育長		
14	教育総務課	桑本真由美	教育総務課 課長		
15	福祉あんしん課	大田 晃弘	福祉あんしん課 課長		
16	すこやか健康課	米村 学	すこやか健康課 課長		
(オブザーバー)					
	上郷地区公民館	岩本 昭一	館長		
(事務局)					
1	琴浦町総務課 課長	山田 明	町営バス運行管理責任者		
2	琴浦町企画政策課 課長	財賀 和枝	バス担当課長		
3	琴浦町企画政策課 課長補佐	住吉 康弘	バス担当		
4	琴浦町企画政策課 係長	河上 和誠	バス担当		

## 【報告事項】

### (1) 琴浦町営バス利用状況について

#### ①町営バスの概要

運行路線	東伯線（上法万線・野井倉線・福永線）、 琴浦海岸線、船上山線、上中村線
形態	町営バス（定時定路線・予約型）
使用車両	バス車両6台（スクールバス混乗）
運行方法	・日ノ丸自動車(株) ・(株)田中商店へ委託（R4年度～R6年度）
利用料金	100円／1乗降 ※未就学児は無料
その他	福永線の一部及び上中村線は予約が必要

※上記のほか、広域バス路線（赤碕⇄倉吉）については別途補助金等により運行支援

#### ②運行経費及び利用状況（バス会計年度（10月～9月）による）

年度	種類	利用者数 (人)	運行費用 A (円)	運行収入 B (円)	赤字額 A - B (円)	県補助金 (円)	実質負担額 (円)
H30	バス	71,500	46,441,907	6,676,226	39,765,681	12,879,000	30,018,521
	デマンド	2,047	3,340,740	208,900	3,131,840		
H31 (R1)	バス	65,408	69,493,685	6,584,825	62,908,860	20,525,000	44,007,000
	デマンド	1,066	1,729,560	106,600	1,622,960		
R2	バス	57,796	88,998,333	6,154,524	82,843,809	26,866,000	55,977,809
R3	バス	51,114	89,552,392	5,570,323	83,982,069	27,702,000	56,280,069
R4	バス	47,944	94,629,845	5,975,206	88,654,639	28,883,000	59,771,639
R5	バス	47,506	92,742,500	5,288,241	87,454,259	28,111,000	59,343,259

※利用者数推移は別紙のとおり

#### ③R5 運行収入のうち、回数券、定期券の販売数

- ・回数券 613冊（11枚綴）
- ・定期券 71枚
- 中学生：全額補助
- 高校生：8割補助

期間 \ 種類	一般	中学生		高校生	
		1日	1日	1日	半日
1ヶ月	12	0	0	0	6
3ヶ月	0	0	0	0	7
6ヶ月	2	0	0	0	3
12ヶ月	0	41	0	0	0
計	14	41	0	0	16

※R5 中学校定期券対象者：東伯中 26人、赤碕中 15人（R4：東伯中 22人、赤碕中 12人）

※R4年度 回数券 811冊、定期券 64枚

## (2) 交通空白地タクシー利用料助成事業の状況について

公共交通の利用が困難な地域にお住まいで、対象要件に当てはまる方に対して日常生活に必要な移動に係るタクシー利用料を助成

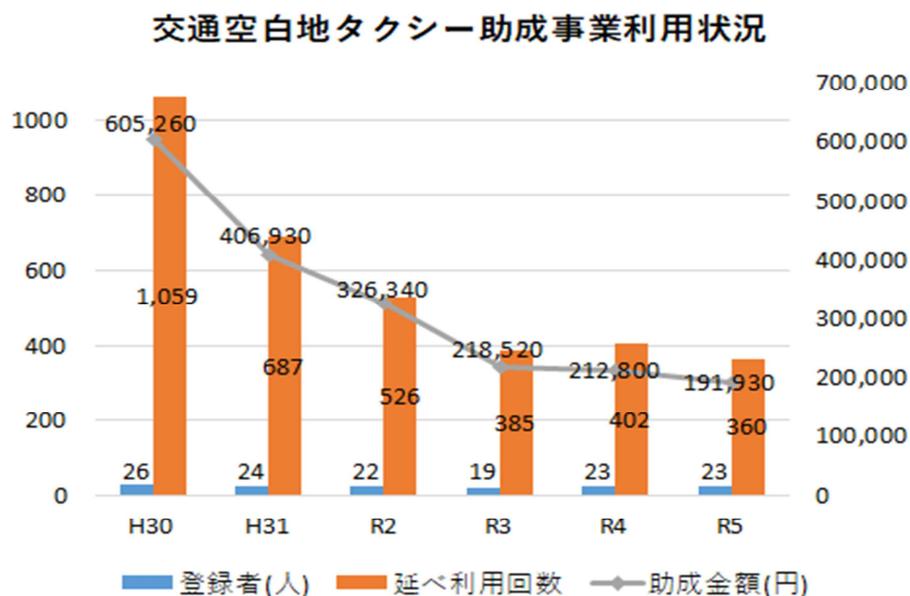
### ①制度概要

対象集落	松ヶ丘・別所・大成・岩本・平和・八橋立石 ガーデンヒルズ・槻下中村・上赤碕・中尾・大杉（今田地区に限る）・福永（赤松地区に限る）・三本杉（下見地区に限る）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象集落に居住</li> <li>・独居又は高齢の方</li> <li>・次のいずれかの理由により、日常生活において自家用車を利用することができない方             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運転免許証を有していない方</li> <li>(2) 運転できる自動車を所有していない方、</li> <li>(3) その他町長が必要と認める方</li> </ul> </li> </ul>
助成額	助成額は 利用料（運賃）の 1 / 2
交付枚数	交付枚数：月 6 枚で申請月から年度分まとめて交付（上限 7 2 枚）

### ②利用状況及び助成金額の推移

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数	26人	22人	22人	19人	23人	23人
利用件数	1,059件	687件	526件	385件	402件	360件
助成金額	605,260円	406,930円	326,340円	218,520円	212,800円	191,930円

※R5年度は12月末現在



### (3) 安田地域づくり協議会交通空白地有償運送の状況について

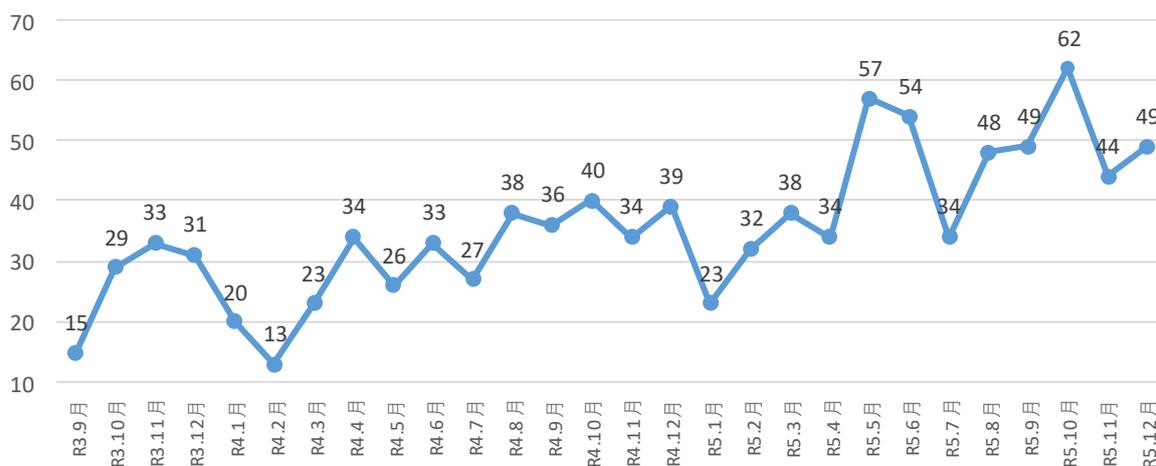
#### ①助け合い交通ことうらの概要

1	名称	助け合い交通ことうら（安田地域づくり協議会）
2	運送の種別	交通空白地有償運送
3	路線又は運送の区域	琴浦町安田地区および成美地区の一部
4	車両	軽自動車 1 台
5	旅客の範囲	琴浦町安田地区および成美地区の一部に在住する住民
6	料金	1 乗降につき一律 300 円
7	運行方法	利用登録者による予約運行

#### ②利用状況(R3.9月からR5.12月〈月、水、金運行〉)

1	利用登録者	41名（ドライバー登録：7名）
2	利用件数	995件（13名）
3	日平均運行	3.18件/日

助け合い交通ことうら利用人数



#### (4) 令和6年度琴浦町営バスダイヤ改正について

琴浦海岸線	J Rダイヤ改正に伴う時刻変更
船上山線	J Rダイヤ改正、住民要望に伴う時刻変更
上中村線	J Rダイヤ改正に伴う時刻変更
福永線	住民要望により上り便において東公文、公文入口での乗降を可能に変更

#### (5) 令和6年度フリー乗降区間の拡大について

利用者の利便性向上のためフリー乗降区間を拡大する。

船上山線、上中村線：大山町～扇町間（高規格道路）以南に拡大  
野井倉線、福永線：高松～三保間（高規格道路）以南に拡大

## (6) 琴浦町助け合い交通支援事業補助金の廃止について

令和6年3月より住民団体によるボランティア輸送に係る任意保険料について、実費精算が可能となったことにより、補助事業を廃止する。

事業実施団体：徳万助け合いトクトク会、岩本いきいきクラブ

## (7) JR 浦安駅の整備について

別紙のとおり

### 【協議事項】

#### (1) 上郷地区における共助交通の実証実験について

##### ① 実験概要

1	実験期間	令和6年8月～9月（2カ月間）
2	運行時間	月・水・金（祝日休） 9：00～16：00（半日交代）
3	運行区域	上郷・倉坂地区内から浦安駅周辺施設
4	対象者	上郷・倉坂地区に在住の方
5	運賃	無料（実験のため）
6	ドライバー	住民ボランティア4名（追加募集 計10名程度）
7	運行内容	予約運行、玄関先から目的地まで
8	予約	電話予約、利用の1時間前（前日の16時までに予約）

#### (2) 令和7年度琴浦町営バス再編（案）について

別紙のとおり

#### (3) 琴浦町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

令和5年12月の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において作成された「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に基づき、琴浦町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する。

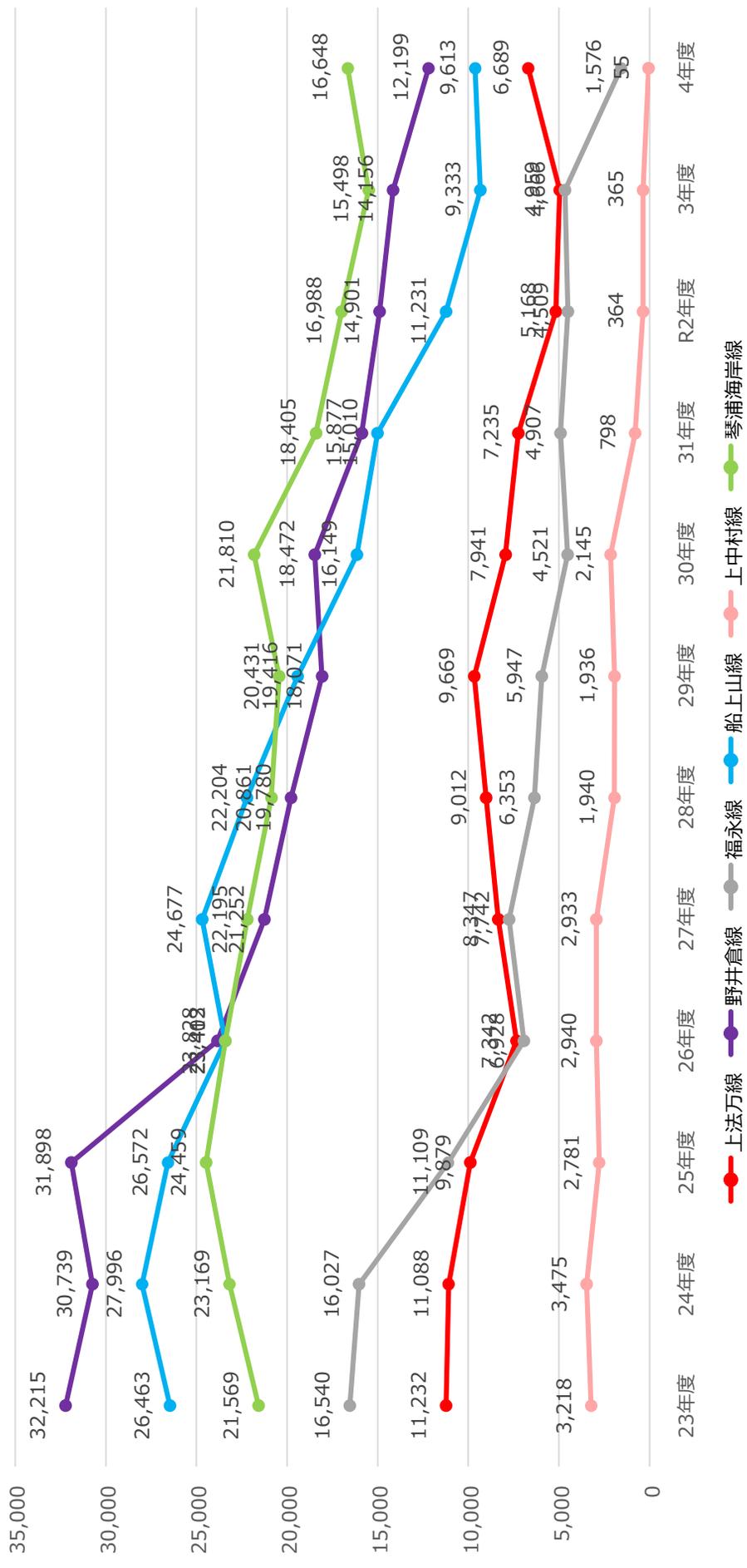
# 琴浦町営バス利用者数の推移（H23年度～R4年度実績）

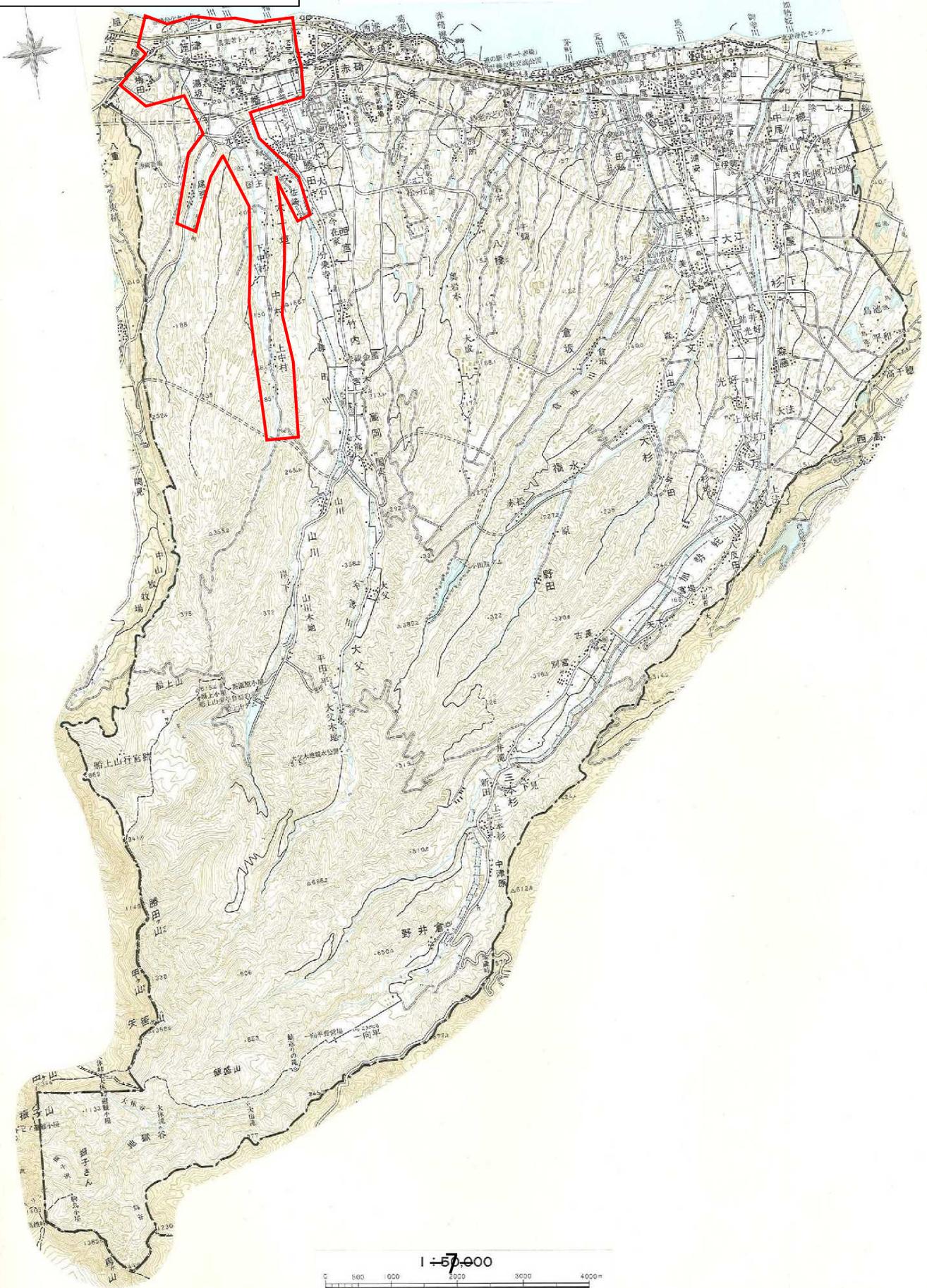
(単位:人)

路線名	便数	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4-R3	備考
合計	上り	29	56,227	56,779	52,846	44,028	44,879	40,947	38,706	35,954	31,800	27,615	25,874	23,883	-1,991
	下り	32	55,010	55,715	53,852	43,825	42,267	39,203	36,764	35,084	30,432	25,546	23,103	22,897	-206
	合計		111,237	112,494	106,698	87,853	87,146	80,150	75,470	71,038	62,232	53,161	48,977	46,780	-2,197

上記年度は、4月～3月である。(例) R4年度：令和4年4月～令和5年3月

## 町営バス利用者の推移





1:57,000

0 500 1000 2000 3000 4000m

琴浦海岸線					
103	107	104	108		
二軒屋	10:55	15:46	赤碓車庫	10:06	14:57
達東一区公民館前	10:57	15:48	赤碓駅	10:07	14:58
達東二区公民館前	10:58	15:49	JA赤碓支所前	10:07	14:58
達東自治公民館前	10:59	15:50	役場分庁舎前	10:08	14:59
あじさい公園	11:00	15:51	化粧橋	10:10	15:01
徳万尻	11:01	15:52	西仲町	10:11	15:02
トライアル	11:04	15:55	仲之町	10:11	15:02
徳万	11:06	15:57	赤碓地区公民館	10:12	15:03
浦安駅	11:07	15:58	三軒屋	10:13	15:04
丸尾	11:08	15:59	東三軒屋公民館	10:14	15:05
東伯中学校前	11:10	16:01	港町	10:14	15:05
役場本庁舎前	11:11	16:02	亀崎神社前	10:15	15:06
やばせ子ども園前	11:12	16:03	朝日町	10:16	15:07
東伯総合体育館前	11:12	16:03	ポート赤碓	10:18	15:09
総合公園入口	11:14	16:05	八橋七区	10:21	15:12
素団地	11:15	16:06	諏訪神社前	10:22	15:13
アパート前	11:16	16:07	八橋六区	10:23	15:14
農業改良普及所前	11:16	16:07	八橋駅入口	10:23	15:14
丸尾北口	11:19	16:10	八橋三区	10:24	15:15
八橋東入口	11:21	16:12	八橋二区	10:25	15:16
雇用促進住宅前	11:21	16:12	八橋一区	10:25	15:16
八橋一区	11:22	16:13	雇用促進住宅前	10:26	15:17
八橋二区	11:22	16:13	八橋東入口	10:26	15:17
八橋三区	11:23	16:14	丸尾北口	10:28	15:19
八橋駅入口	11:24	16:15	農業改良普及所前	10:31	15:22
八橋六区	11:24	16:15	アパート前	10:31	15:22
諏訪神社前	11:25	16:16	素団地	10:32	15:23
八橋七区	11:26	16:17	総合公園入口	10:33	15:24
ポート赤碓	11:29	16:20	東伯総合体育館前	10:34	15:25
朝日町	11:31	16:22	やばせ子ども園前	10:34	15:25
亀崎神社前	11:32	16:23	役場本庁舎前	10:36	15:27
港町	11:32	16:23	東伯中学校前	10:37	15:28
東三軒屋公民館	11:33	16:24	丸尾	10:39	15:30
三軒屋	11:34	16:25	浦安駅	10:40	15:31
赤碓地区公民館	11:35	16:26	徳万	10:41	15:32
仲之町	11:36	16:27	トライアル	10:43	15:34
西仲町	11:36	16:27	徳万尻	10:46	15:37
化粧橋	11:37	16:28	あじさい公園	10:47	15:38
役場分庁舎前	11:39	16:30	達東自治公民館前	10:48	15:39
JA赤碓支所前	11:39	16:30	達東二区公民館前	10:49	15:40
赤碓駅	11:40	16:31	達東一区公民館前	10:50	15:41
赤碓車庫	11:41	16:32	二軒屋	10:52	15:43

船上山線				
203	209	208	212	
警察署駅南	9:04	少年自然の家	9:35	-
診療所前	9:06	船上山	9:37	-
トレーニングセンター	9:07	大父木地	9:42	-
赤碓中学校前	9:07	16:53 大父木地入口	9:42	-
赤碓駅	9:09	16:55 平田ヶ平	9:43	-
西地藏町	9:10	16:56 大父南口	9:45	-
地藏町	9:11	16:57 大父	9:46	-
大山町	9:13	16:59 新屋前	9:47	-
扇町	9:13	16:59 大父入口	9:47	-
桜ヶ丘	9:14	17:00 国実	9:49	-
東上	9:15	17:01 山川入口	9:49	17:33
出山	9:16	17:02 高岡中央	9:50	17:34
船上小学校	-	17:05 高岡	9:50	17:34
大石	9:17	17:07 宮木	9:51	17:35
佐崎入口	9:17	17:07 金屋	9:52	17:36
今在家	9:18	17:08 竹ノ内	9:53	17:37
分乗寺	9:19	17:09 分乗寺	9:54	17:38
竹ノ内	9:20	17:10 中坪入口	9:55	17:39
金屋	9:21	17:11 今在家	9:56	17:40
宮木	9:22	17:12 佐崎入口	9:57	17:41
高岡	9:23	17:13 大石	9:57	17:41
高岡中央	9:24	17:14 船上小学校	-	-
山川入口	9:24	17:14 出上	9:58	17:42
山川北口	9:26	17:15 東山	9:59	17:43
山川	9:27	- 桜ヶ丘	10:00	17:44
岸ノ下	9:29	- 大山町	10:01	17:45
山川木地	9:31	- 地藏町	10:03	17:47
船上山	9:31	- 西地藏町	10:04	17:48
少年自然の家	9:33	赤碓駅	10:05	17:49
国実	-	赤碓中学校前	10:06	-
大父入口	-	トレーニングセンター	10:07	-
新屋前	-	診療所前	10:08	-
大父	-	警察署駅南	10:10	-
大父南口	-	-	17:18	-
平田ヶ平	-	-	17:19	-
大父木地入口	-	-	17:21	-
大父木地	-	-	17:22	-
少年自然の家	-	-	17:22	-
船上山	-	-	-	-
山川木地	-	-	17:27	-
岸ノ下	-	-	17:27	-
山川	-	-	17:29	-
山川北口	-	-	17:31	-
-	-	-	17:32	-

上中村線		
302	306	
赤碓駅	16:53	18:59
診療所前	16:56	19:02
向原	16:58	19:04
緑団地	17:00	19:06
船上小学校	17:02	-
国主	17:04	19:07
太一垣	17:06	19:09
下中村	17:07	19:10
中村橋	17:09	19:12
上中村	17:10	19:13
緑団地	17:17	19:20
光	17:18	19:21
尾張公民館	17:20	19:23
尾張入口	17:24	19:27
安田小学校	17:26	19:29
梅田	17:29	19:32
坂ノ上入口	17:33	19:36
籠津西口	17:35	19:38
籠津	17:35	19:38
籠津東口	17:36	19:39
八幡中央	17:37	19:40
八幡東口	17:37	19:40
下市公園前	17:38	19:41
赤碓中学校前(下市側)	17:38	19:41
赤碓駅	17:40	19:43



代等の実費を求めることは可能である。

- ハ ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により、利用者を選別するなどの取扱いを行う場合

・なお、いわゆる白タク行為による運送に対して、利用者から「謝礼」の名目により金銭等が支払われる場合についても、ここで言う「謝礼」にあたるもの拡大解釈がされるべきではないことは言うまでもない。

## ② 利用者からの給付が、実費相当分の場合

[判断の考え方]

- ・ 運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。この場合には許可又は登録は不要である。
  - ・ 「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料（※）、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。
- ※保険料とは、以下の保険に関する保険料を指す。
- ・ ボランティア団体・NPO等による、一回あたり、又は一日あたりの無償運送行為を対象に提供されている保険（当該保険が、年間契約による場合を含む。）。ただし、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外。
  - ・ レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険（免責補償制度（CDW）及び休業補償（NOC））。
  - ・ ガソリン代の算出は、一般的には、直近のガソリン価格等を利用して以下の方法により算出することが可能であるが、運送行為が頻繁に行われる場合に、一定の期間において「1 kmあたり〇円」などと定めて概算することも、簡易な方法として容認できる。

走行距離（km）÷燃費（km/ℓ）× 1ℓあたりのガソリン価格（円/ℓ）

## （2）反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

[判断の考え方]

- ・ たとえば宿泊や介護など、提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送については、運送に特定した反対給付がない場合（送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合）、許可又は登録は不要である。この場合、前掲1（1）②のとおり、燃料代等の実費を求めることは可能である。なお、送迎利用の有無によって利用料に差異を設ける場合の扱いについては、後掲2. を参照。

時間帯により運行形態を変更

朝：バス車両による定時定路線運行

- ・6時～8時
- ・通勤、通学等のための移動
- ・路線バスとスクールバスの混乗

昼：小型車両によるデマンド運行

- ・9時～16時
- ・買物、通院等のための移動
- ・住民組織、ドライバーによる共助交通

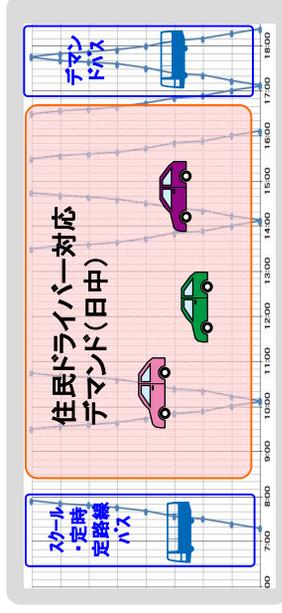
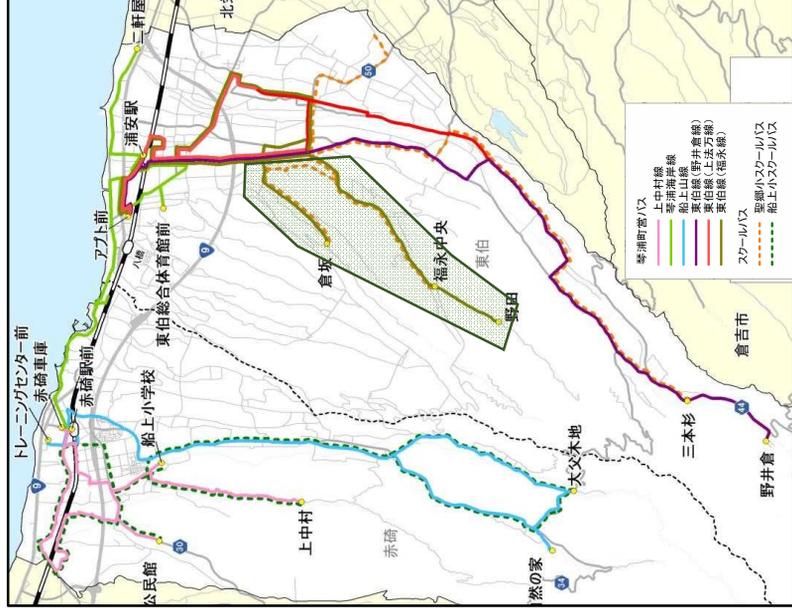
夕：スクールバス運行

- ・15時～17時
- ・通学のための移動

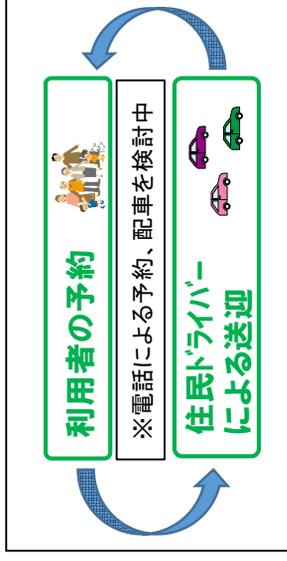
夜：バス車両によるデマンド運行

- ・17時～20時
- ・通勤、通学等のための移動
- ・東伯地区全域を区域としたデマンド運行

○実施区域 上郷・倉坂地区(福永線沿線)  
上郷・倉坂地区⇄浦安駅周辺



住民ドライバー+住民利用の仕組みづくり



○運行形態

- ・ドアツードア型(タクシーに近い形)
- ・ドライバーは地域の住民が担う
- ・運行車両は、自家用車(要検討)
- ・配車予約、運行管理(アルコールチェック、車両点検(講習)等)を住民団体が実施
- ・実証実験期間中は、ボランティアによる運転

○今後のスケジュール(予定)

- ・2月 地元説明
- ・4月～7月 ドライバー・利用者募集、運営団体立上げ、利用者説明、運転講習等
- ・8月～9月 実証実験
- ・10月 検証

R7.4から本格導入の検討へ

### 協議事項（3）

琴浦町地域公共交通会議設置要綱（平成20年琴浦町訓令第3号）の一部改正について

- 1 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方（令和5年12月28日国自旅第265号）で提示のあったモデル要綱に基づき、琴浦町地域公共交通会議設置要綱の一部を下線で示すように改正する。
- 2 改正後要綱の施行日は、令和6年4月1日とする。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 琴浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、<u>地域における需要に応じた住民</u>の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保<u>及び自家用有償運送の必要性、公共の福祉の確保</u>その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域</u>の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項<u>を</u>協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する<u>事項</u></p> <p>（2） 町営有償運送の必要性及び運賃等に関する<u>事項</u></p> <p>（3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める<u>事項</u></p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 琴浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>）の規定に基づき、<u>町民</u>の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>琴浦町</u>の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項<u>につ</u><u>いて協議、検討及び調整</u>するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する<u>こと</u></p> <p>（2） 町営有償運送の必要性及び運賃等に関する<u>こと</u></p> <p>（3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める<u>こと</u></p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者</p>

とする。

- (1) 琴浦町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 社団法人鳥取県バス協会
- (7) 中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する者
- (8) 琴浦大山警察署長又はその指名する者

(9) 自家用有償運送に係る協議を行う場合は、琴浦町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱された要件を欠いたときは、その委員は職を失うものとする。

(会長の役割等)

第5条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総

又は団体等を代表のうちから町長が委嘱する。

- (1) 琴浦町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体を代表する者
- (5) バス利用者又は住民
- (6) 社団法人鳥取県バス協会
- (7) 中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する者
- (8) 琴浦大山警察署長又はその指名する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱された要件を欠いたときは、その委員は職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長の各1名を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総

括する。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数で議決とする。

5 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（4）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

7 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、企画政策課を連絡・通報窓口と定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数で議決とする。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。